

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-3 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-1 <u>「信用事業検査の手引き」との関係【農協】</u></p> <p>(1) <u>「信用事業検査の手引き」</u>（以下「<u>検査手引き</u>」という。）は、検査官が<u>農協</u>を検査する際に用いる手引書として<u>協同組合検査実施要項</u>（平成9年10月1日付け9組検第3号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知）に位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。</p> <p>(2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、<u>農協</u>の経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。</p> <p>したがって、</p> <p>① <u>検査手引き</u>に加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。</p> <p>② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、<u>農協</u>に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-3 監督指針策定の趣旨</p> <p>I-3-4 その他の監督指針等との関係</p> <p>I-3-4-1 <u>「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」との関係【共通】</u></p> <p>(1) <u>「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」</u>（以下「<u>検査マニュアル</u>」という。）は、検査官が<u>系統金融機関</u>を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。</p> <p>(2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、<u>系統金融機関</u>の経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。</p> <p>したがって、</p> <p>① <u>検査マニュアル</u>に加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。</p> <p>② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、<u>系統金融機関</u>に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(3) こうしたことから、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－1 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－1－2 主な着眼点【共通】 Ⅱ－1－2－2 農中に係る主な着眼点【農中】 (1)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅱ－2 財務の健全性等</p>	<p>(3) こうしたことから、<u>監督部局の職員（特に都道府県、農政局及び財務局の職員）</u> 向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。</p> <p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－1 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－1－2 主な着眼点【共通】 Ⅱ－1－2－2 農中に係る主な着眼点【農中】 (1)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>① <u>「系統金融検査マニュアル（預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル）」</u>（平成 11 年 12 月：農林水産省・金融庁） ② <u>「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」</u>（平成 11 年 7 月：金融庁） ③～⑤ (略)</p> <p>Ⅱ－2 財務の健全性等</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等 Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】 (1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～⑤ (略) (注) 農協に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査手引き</u>を参照。</p> <p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】 (1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(16) (略)</p>	<p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等 Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】 (1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 ①～⑤ (略) (注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査マニュアル</u>を参照。</p> <p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(注) 上記(3)及び(4)の着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>Ⅱ－２－４ 信用リスク Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】 信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(16) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注) 農協に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査手続き</u>を参照。</p> <p>Ⅱ-2-5 市場リスク Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 Ⅱ-2-5-2-1 組合【組合】 (1)～(3) (略)</p> <p>(注) 農協に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査手続き</u>を参照。</p> <p>Ⅱ-2-5-2-2 農中【農中】 (1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-2 主な着眼点【共通】 預貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査マニュアル</u>を参照。</p> <p>Ⅱ-2-5 市場リスク Ⅱ-2-5-2 主な着眼点 Ⅱ-2-5-2-1 組合【組合】 (1)～(3) (略)</p> <p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査マニュアル</u>を参照。</p> <p>Ⅱ-2-5-2-2 農中【農中】 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</u></p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク Ⅱ-2-6-2 主な着眼点【共通】 預貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(注) 農協に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査手続き</u>を参照。</p> <p>Ⅱ－２－７ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） Ⅱ－２－７－２ 主な着眼点【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等 ①～② (略) ③ 危険債権以下の債権やDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取扱いを行っているか留意する必要がある。</p> <p>ア 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化 a～d (略) e 担保評価に係る農中内ルールにこれらの内容を整備すること。</p> <p><u>(注) 法定鑑定について、「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準（平成14年7月3日付け国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものであり、簡易な方法で評価を行ったものを含まない。</u></p>	<p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査マニュアル</u>を参照。</p> <p>Ⅱ－２－７ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生） Ⅱ－２－７－２ 主な着眼点【農中】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等 ①～② (略) ③ 危険債権以下の債権やDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取扱いを行っているか留意する必要がある。</p> <p>ア 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化 a～d (略) e 担保評価に係る農中内ルールにこれらの内容を整備すること。</p> <p><u>(参考) 法定鑑定については、検査マニュアルにおいて、『鑑定評価額』とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものを含まない」とされたことに</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や<u>検査手引き</u>等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p><u>留意すること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借り手農業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、系統金融機関の業務上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政検査や<u>検査マニュアル</u>等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、以下の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－１ 意義【共通】</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や系統金融機関が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、系統金融機関の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び系統金融機関に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p>(削る)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点【共通】 (1)～(10) (略)</p>	<p>Ⅱ－３－４ システムリスク Ⅱ－３－４－１ システムリスク Ⅱ－３－４－１－１ 意義【共通】</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や系統金融機関が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や系統金融機関が損失を被るリスクをいうが、系統金融機関の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、系統金融機関の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び系統金融機関に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>(参考) 検査マニュアル</u></p> <p><u>「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い系統金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより系統金融機関が損失を被るリスクをいう。</u></p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点【共通】 (1)～(10) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(注) 農協に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査手引き</u>を参照。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－７ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント Ⅱ－３－７－１ 意義 Ⅱ－３－７－１－１ システム統合リスク【共通】</p> <p>系統金融機関のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、信用事業におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、わが国の金融機関による合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p>(参考) 系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認 <u>検査用チェックリスト（平成15年3月：農林水産省）</u> ①・② (略)</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)【共</p>	<p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、<u>検査マニュアル</u>を参照。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－７ システム統合リスク・プロジェクトマネジメント Ⅱ－３－７－１ 意義 Ⅱ－３－７－１－１ システム統合リスク【共通】</p> <p>系統金融機関のシステムについては、経営再編によるシステム構成・システム運用体制の複雑化、信用事業におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、わが国の金融機関による合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p>(参考) 系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認 <u>検査用チェックリスト（平成15年3月：農林水産省・金融庁）</u> ①・② (略)</p> <p>Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進 Ⅱ－５－２ 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)【共</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>【共通】 Ⅱ－５－２－１ 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】 (1)・(2) (略) (3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な農業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>系統金融機関が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、系統金融機関と農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（系統金融機関から提案された解決方策が農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、農業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、農業者等が自力で策定することが望ましい。その際、系統金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、農業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、農業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や系統金融機関の積極的な関与が有効であると考えられる</p>	<p>【共通】 Ⅱ－５－２－１ 農業者等に対するコンサルティング機能の発揮 【共通】 (1)・(2) (略) (3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な農業者等に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>系統金融機関が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、系統金融機関と農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（系統金融機関から提案された解決方策が農業者等、必要に応じて他の金融機関、農業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、農業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、農業者等が自力で策定することが望ましい。その際、系統金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、農業者等と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、農業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や系統金融機関の積極的な関与が有効であると考えられる</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>場合には、農業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（農業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を系統金融機関が作成することを含む。）する。その際、農業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、農業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、系統金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、農業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、農業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、系統金融機関が、農業者等に対し、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用して資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な事項に関する経営改善計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）仮に農業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を</p>	<p>場合には、農業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（農業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を系統金融機関が作成することを含む。）する。その際、農業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、農業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、系統金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、農業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、農業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、系統金融機関が、農業者等に対し、国や地方公共団体の農業者支援施策を活用して資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な事項に関する経営改善計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に農業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）仮に農業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>総合的に勘案し、債務者の実態に即して「系統金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる。</p> <p>②・③ (略) (4) (略)</p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-10-4-3 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びそ</p>	<p>総合的に勘案し、債務者の実態に即して「系統金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（「<u>系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕</u>」2. 検証ポイント及び監督指針Ⅲ-4-10-4-3農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。）。</p> <p>②・③ (略) (4) (略)</p> <p>Ⅲ-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ-4-10-4 開示に当たっての留意事項 Ⅲ-4-10-4-3 農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分【共通】</p> <p>農協法施行規則第204条第1項ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、農協法施行規則第204条ホ(2)及び農中法施行規則第112条第5号ロに定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びそ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p>の履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p> <p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2)「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の<u>業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、「(注) 貸出条件緩和</u></p>	<p>の履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権</p> <p>貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2)「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の<u>債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合の取扱いは、系統金融検査マニュアル別冊「農林漁業者・中小企業融資編」を参照のこと。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>和債権等の債権区分の判断について</u>における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。</p> <p>(注3)～(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(注3)～(注5) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和8年4月1日から適用する。